別紙２

特別仕様書記載例

第○○条　フライアッシュコンクリート試行工事

1. 本工事は、フライアッシュコンクリートの有効利用の検討に資することを目的とした試行工事の対象であり、受注者が希望すればフライアッシュコンクリート試行工事を実施することができる。
2. 試行工事の対象となる構造物については、設計図書にコンクリートの呼び方が「高炉」または「BB」と記述されているものを、「フライアッシュ」または「FB」と読み替えるものとする。（BB：高炉セメントB種　　FB：フライアッシュセメントB種）
3. 試行工事の対象となる構造物の積算にあたって、フライアッシュコンクリートの積算単価は、同地区、同規格の高炉B種コンクリートと同単価として取り扱うものとする。
4. 試行工事の実施の詳細は、富山県農林水産部所管工事におけるフライアッシュコンクリート試行要領によるものとし、富山県のホームページから入手できる。